

学校危機管理マニュアル

1. 日常における危機管理

門真市立砂子小学校

門扉

児童の登下校時以外、授業中の校門は常時閉め、インターホンやオートロックによる開閉のチェックを徹底する。西門・東門・北門は、常時完全施錠。

*職員は、門扉が開いている時、閉めるように徹底する。

来校者

インターホンにより許可を受けた上で職員室に立ち寄ることを義務付け、教室等への移動は名札をつけて行う。

*職員は、名札がついていない外来者を発見した場合は、必ず、声をかける。

*必要以外の外来者（訪問業者）は、校内に入れないようにする。

*職員は、日常的に通うさまざまな学校関係者について、顔を覚える。

安全教育

児童の登下校時の安全については特に注意をはらう。

*防犯ブザー、ホイッスルの常時携帯の指導をする。

*登下校時間の徹底を図る。

*子ども110番の旗など、危機に関する教育を行う。

*下校時はできる限りまとまって帰るようにする。

職員

常に危機意識を養い、緊急時に対応できるようにする。

*外来者を意識し、必ず声をかける等積極的な対応をする。

*携帯ブザー（、携帯電話）を活用する。

*校内防火用非常ベルの使い方に習熟する。

*護身及び緊急時に使える防具（学校用具）の使い方の研修をする。

P T A

緊急の場合の連絡体制や動員体制を組む。

*地域の安全対策や登下校路の安全に取り組む。

*常に地域自治会との連携を模索し、地域教育力の向上に努める。

地域自治会

地域の安全管理と地域教育力の育成に努める。

*校区青少年育成協議会と連携し、地域青少年の健全育成に努める。

*常に自治会や民生児童委員等と学校との緊密な連携を図る。

2. 不審者侵入の場合の危機管理

第1段階（不審者発見）

①不審者かそうでないかの確認をする。（人権への配慮）

*複数の職員にて対応する。*連絡用ベル・（携帯電話）等を持参する。*職員室に連絡する。

*職員室では緊急の場合の連絡に待機する。

第2段階（不審者と認定）

①即座に校外に退出させる。

★対応職員

*必ず複数の職員で対応する。（対応職員の増員を図る）*職員室に連絡する。

★職員室

*対応職員からの情報を正確に収集する。*警察等の緊急連絡体制を取る。

*校内緊急放送をする。

★教室

*児童を教室に待機させ、次の緊急放送に集中する。（全児童と担任）

*担任は避難ルートを頭の中で確認する。

第3段階（不審者退出せず）

①力による退出要請に出る。

★対応職員

*できる限り多人数の職員にて対応する。

*職員室に現場の情報をすぐさま連絡する。

★職員室

*警察へ緊急連絡する。（判断は学校長）

*次の緊急連絡体制を同時に用意する。（救急車・病院・保護者・地域・子ども家庭センター等）

*市教育委員会学校教育課（短縮29）に連絡する。

★教室

*全児童を待機させる。（全児童を一カ所に集め、待機する。）

*学年や隣同士の学級で協力し、児童の安全確保に最大限努める。

第4段階（校内に負傷者がした場合）

*可能な範囲での応急処置をする。

*病院への搬送（被害程度の重い子ども・職員から）教職員が同伴する（搬送先・児童名）

*保護者に連絡し、搬送先・事故の状況を伝える。

3. Jアラートによるミサイル発射情報による危機管理

①速やかな避難行動と情報収集

（授業中の対応）

・屋外にいる場合は、校舎内へ避難誘導する。・校舎内では、窓を閉め、窓から離れ、安全体制を指示する。

・テレビやインターネット等から情報を収集し、校内に情報を一斉放送し、情報の共有に努める。

（登下校時の対応）

・近くの建物に避難する、建物がない場合は地面に伏せて頭部を守る姿勢をとるように指導しておく。

（家庭内での対応）・別紙の保護者向け文書により、対応策を周知しておく。